

同志社大学

2015年度 個人研究費研究経過・成果報告書

2016年 3月 17日提出

所 属	職 名	氏 名
政策学部	准 教 授	小 谷 真 理
研 究 題 目	規則制定の司法的統制	
研 究 成 果 の 概 要	<p>上記研究題目は、行政規則という行政の活動形式に焦点を当て、その司法的コントロールの在り方を、特に環境領域を中心とした多様な規制手法を踏まえて探求するものである。</p> <p>本年度は、2014年度9月から引き続き在外研究の機会を得て、5月半ばまで、アメリカ・ワシントンDCにあるアメリカン大学にてJeffrey Lubbers教授の指導の下、アメリカの規則制定についての研究を行ってきた。これまで研究を続けてきた司法審査対象性の問題では、最高裁が示した <i>Sackett v. EPA</i>, 132 S.Ct. 1367(2012)判決が興味深い。迅速な救済とそのための司法メカニズムの在り方について、研究を行っている。</p> <p>また、5月半ばから9月22日まで、受け入れ期間をニュージーランド・オークランド大学に移し、David Grinlinton教授の指導の下、環境法分社に焦点を絞って、研究を行った。ニュージーランドでは同教授の講義に複数出席し、1991年に環境法領域の統一法として制定された資源管理法(RMA : Resource Management Act)の特徴について学んだ。同法は次の6つの特徴を持つ。1) 環境法領域における統一法として、土壌、大気、水質等のしよと保全を規制する法システムを有している。2) 目的に自然及び天然資源の「持続可能な管理」を掲げており、3) 政策形成、計画策定、意思決定手続のすべての過程に対して、その理念を徹底させることを明記し、4) 右過程におけるパブリック・アクセスを促進させる。5) マオリとの協議や参加の機会を改善する。6) 特別裁判所として環境裁判所を設置する。このような法システムは、日本とは大きく異なるものであり、これを research することは日本法の環境法政策を研究する上で有意義であった。ニュージーランドは原子力施設を持たない国としても注目される。豊かな天然資源を有する一方、早くから再生可能エネルギーに着目した法政策は興味深い。さらには、その国土の小ささに比して、5つの世界遺産に登録される自然公園を有することに象徴されるように、卓越した自然保護政策がとられている。調査においては、鉱山跡地や自然保護地区を実見し、調査を進める機会を得ることもできた。RMAに大きな影響を与えるニュージーランドの歴史的文化的背景、特にマオリ文化にも触れることができた。現在、Grinlinton教授のニュージーランド環境法に関する著書を日本語訳し、日本において出版、紹介する計画が進行中である。</p> <p>その他、教育工面においては、ニュージーランドで得た知見や人脈を通じて、学生用のスタディ・プログラムを企画し、1月末より8日間のワークショップを行った。政策学部向けの教科書を共著にて執筆し、2016年9月の出版に向けて作業中である。</p>	